

## 「令和2年度アーティスト・イン・レジデンス推進事業」募集要項

神奈川県国際文化観光局文化課

神奈川県では、県内の文化芸術の魅力をより多くの方々に発信するため、アーティスト・イン・レジデンス事業を公募しています。

対象となった事業は神奈川県との共催となり、負担金及び広報の支援を受けることができます。

### 1 支援の対象となる団体

次の条件を満たす団体とします。

- (1) 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体であること。
- (2) 県内に活動拠点を有すること。(県内に事務所があるか、又は県内で活動を行っている団体が対象)
- (3) 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有すること
- (4) 対象業務を円滑に実施する能力を有すると認められること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当しない者であること。
- (6) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしていないこと。
- (8) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)などでないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にないこと。
- (11) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (12) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

### 2 支援の対象となる事業

支援の対象とするのは、神奈川県内を会場として実施するアーティスト・イン・レジデンス事業で、下記の要件を満たす事業とします。

(1) 対象事業の実施期間

令和2年4月以降に実施し、令和3年3月31日(水曜日)までに終了する事業

(2) 招聘\*アーティスト

国籍、性別、年齢は問わず、対象分野は文化芸術全般とし、美術、工芸、音楽、舞踊、演劇、写真、映像、デザイン等に限定しません。なお、人数の制限はありませんが、負担金の対象は3名までとします。

\* 招聘とは、実施する企画のために、外から人を招き呼ぶことです。

(3) 宿泊・制作場所

各アートプロジェクト等の実施地域内とします。なお、負担金の対象となるアーティストの自宅や別荘、親族、友人等の建物など、宿泊代がかからない場所は、負担金の対象外です。

(4) 滞在期間

負担金の対象となるアーティストは、実施地域内に連続した1週間以上滞在することが必要です。

(5) 作品の展示・成果の発表

成果作品の展示や発表は県内で行い、多くの方の鑑賞機会や参加機会を提供するよう努めてください。

(6) 地域交流プログラムの実施

制作過程を一般公開する「オープンスタジオ」は必須とし、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中、少なくとも2回以上、地域交流プログラム(アーティスト等が作品を説明するトークイベント、レクチャー、ワークショップ等)を実施してください。

なお、負担金の対象事業は、外部の専門家等で構成する審査会で選考します。審査は、団体から提出された事業企画案に基づき、以下の審査項目により、総合的に評価します。

○評価項目

評価基準項目	評価のポイント
事業が地域にもたらす効果	国内外から優れたアーティスト等を招聘し、地域の方々と交流することによる相互作用や、地域に与える効果が期待できること
	事業を通じた地域間交流・国際交流により、その地域の特性を活かした文化芸術を醸成することが期待できること

発展性 計画性	将来にわたる長期的展望を有する等、一過性ではなく、今後の継続が期待できること
	一部の方々を対象とした限定的な取組ではなく、様々な主体を積極的に取り込んでいくための企画であること
次世代育成	アーティスト等に対し、創作に専念するための時間と環境が確保され、事業に参加したことで、情報や人的ネットワークが広がる等、文化芸術にかかるキャリア形成が期待できること
	今後の評価の高まりが期待できる新進アーティストが参加すること
実現性	事業内容や目的が明確で、具体的な裏付けがあるなど、実現可能性の高いこと

### 3 支援の対象とならない事業

- (1) 宗教的または政治的な目的を有すると認められるもの。
- (2) 学校、職能団体、教習所及び教室等が行う発表会、展示会等。
- (3) 特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等。
- (4) 慈善事業への寄付を目的として行う取組。
- (5) 特定の企業名等を活動に付す取組。
- (6) シンポジウム、講演会、出版の発表に限られる活動。
- (7) 本補助がないと実現できないなど、実現性の低い事業。
- (8) 国、他の地方自治体及び地方自治体により設立された公益法人から、補助対象経費の3分の1以上の補助金、助成金を受ける事業。

### 4 支援の内容

- (1) 負担金の支払い  
対象事業の予算のうち、後述の対象経費の3分の1以内とし、上限は50万円とします。
- (2) 県広報媒体での広報支援  
神奈川県HPや文化芸術情報ポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」による記事の掲載。

### 5 支援の対象となる経費

招聘アーティストに係る旅費、滞在制作費・発表・交流プログラムに関する費用、滞在費を対象とします。

**【対象経費一覧】**

項目	内訳
旅費	<p>＜海外居住者の場合＞            招聘するアーティストの居住地最寄りの空港から羽田又は成田空港間の往復航空運賃（エコノミークラス）及び、羽田又は成田空港からアートプロジェクト実施地域までの往復乗車運賃。</p> <p>＜国内居住者の場合＞            居住地最寄りの空港から羽田又は成田空港間の往復航空運賃（エコノミークラス）もしくは、最寄りの鉄道駅、バス停留所からアートプロジェクト実施地域までの往復乗車運賃。</p> <p>* 公共交通機関を利用して最も合理的・効率的な区間の実費相当を対象とします。なお、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中1回までの往復を対象経費とし、2回目以降は全額自己負担とします。</p>
制作・発表・交流プログラムに関する経費	<p>制作費（材料費、展示設置費、機材借料、撤収費、楽器等輸送費、スタッフ費、広報費を含む）</p> <p>交流活動費（ワークショップやトークイベント等の開催に必要な経費）</p>
滞在費	<p>生活費（アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中の滞在に対し、食費も含めて支給します。なお、滞在期間が短縮した場合、短縮分と認められる経費は支給しません。また、個人的な旅行等での滞在についても、支給しません。）</p> <p>宿泊費（宿泊先は神奈川県内とし、1人1泊あたり、横浜市内は10,900円、それ以外の市町村は9,800円を上限とします。）</p>

**【対象とならない経費】**

- ・ 招聘アーティストの同行者に係る経費
- ・ 渡航書類作成料
- ・ ビザ取得経費、健康保険及び障害保険加入費等
- ・ 旅行会社手数料
- ・ 公共交通機関にかかる特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）
- ・ 招聘アーティスト個人所有車両の借り上げ
- ・ 1点10万円（税込）以上の高額物品の購入
- ・ 電化製品（パソコン、カメラ等）等、転売可能な物品の購入
- ・ 参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等）の購入
- ・ 招聘アーティストの所有が想定される物品の購入
- ・ 祭等運営費（祭行事、レセプション〔懇親会、祝賀会等〕の運営経費）

- ・ 団体が当然負担すべき経費（家賃、光熱水費、電話代、サーバー維持管理費、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等）
- ・ その他、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間以外に実施した事業に係る経費

## 6 手続きの流れ

手続き	時期	備考
企画提案書の提出	3月16日（月）まで （厳守）	郵送の場合は、当日消印有効。 県庁に持参の場合、17時15分まで受付。
審査・選考	3月末まで	事業内容、収支予算書等について照会することがあります。
選考結果の通知	審査の終了以降、 4月上旬まで	選考結果を文書により通知します。
実施協議書の締結	4月（予定）	選考された事業について、県との共催事業として実施協議書を取り交わします。
負担金の交付	実施協議書締結以降	実施協議書の締結後、負担金交付申請書を提出してください。
実績報告書の提出	事業期間の終了後 から30日以内	企画提案時の内容と変更等が生じた場合、負担金交付の取り消し、または一部を返還していただく場合があります。

## 7 企画案応募書等の提出・問合せ先

〒231-8588（所在地の記載をしなくても届きます。）  
 神奈川県国際文化観光局文化課マグカル推進グループ  
 電話：(045)-210-3806（直通）、ファクシミリ：(045)-210-8840  
 E-mail：magcul@pref.kanagawa.jp

## 8 支援の対象となる場合の留意事項

- (1) 神奈川県との共催事業である旨の表示  
 負担金の交付決定を受けた事業は、実施団体と神奈川県との共催事業とし、神奈川県文化プログラムの認証事業とします。
- (2) ポスター・チラシ等の印刷物やホームページ等を作成する際には、「共催：神奈川県」と示すとともに、特別な事情がない限り神奈川県文化プログラム※のロゴマークを掲載してください。

神奈川県文化プログラムのロゴマークについては、応募結果の通知と共に送付する神奈川県文化プログラム認証要領を御参照の上、掲載をお願いします。

### 神奈川県文化プログラムのロゴマーク



\* 県では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年に向けて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を、「神奈川県文化プログラム」として認証しています。

「神奈川県文化プログラム」については、次の URL からホームページを御覧ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f537313/>

- (3) アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中、団体のウェブサイトのほか、twitter や Facebook 等の SNS を活用し、活動内容等について情報発信を行ってください。
- (4) 県の文化芸術ポータルサイト「マジカル・ドット・ネット」(<http://magcul.net>)のイベント情報に掲載させていただきます。
- (5) 実施会場の入り口付近に、マジカルのポスターを掲載してください。
- (6) 令和 3 年 2 月～3 月に県主催で実施予定のアート団体等連絡会議に参加し、事業の成果報告等を行ってください。
- (7) アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中に、事業の観客や参加者等に向けて、事業内容に係るアンケートを行い、集計結果を実績報告書に添付してください。

\* アンケート項目：来場者の属性(性別、年代、居住地(県内・県外)、参加人数)、この催しをどうやって知ったか、満足度(とてもよかった／普通／良くなかった)、ご意見、マジカルの認知度等。

## 9 その他

- (1) 支援の対象となった事業の名称及び団体名について、県文化課ホームページにて公表します。
- (2) この事業は、令和 2 年度県予算の県議会における議決(2020 年 3 月)に基づき、正式に実施が決定されます。